

貸金庫規定の改定について

当組合では、他金融機関において発生した貸金庫窃取事案ならびに金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記の通り貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は従前より貸金庫をご利用いただいているお客さまにつきましても適用対象となります。

当組合は、今後もお客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化に引き続き努めてまいります。

記

1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容（※ 規定改定の詳細は、別紙「新旧対照表」をご覧ください。）

① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

(2) 格納いただけない現金について

日本円(注)、外国通貨とも格納いただけません。

(注) 日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

① 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※ 詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください

3. 改定日

2025年11月1日

4. ご留意点

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご利用時に現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。

また (1) ②に記載の書面につきましては、ご契約者さまに順次、郵送させていただきますのでお手元に届き次第ご申告願います。

以 上

本件に関するお問い合わせは取引店までご連絡ください。

貸金庫規定新旧対照表

旧	新
第1条（格納品の範囲） （1）～（2）略 （2）当組合は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 （3）爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。	第1条（格納品の範囲） （1）～（2）略 （2）当組合は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納を<u>お断り</u>することがあります。 （3）<u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの ③ <u>破損しやすいもの</u>
当組合は、今後もお客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化に引	
新設	<u>第2条（利用目的の確認）</u> <u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>
第2条（契約期間等）	第<u>3</u>条（契約期間等） 第2条新設により、条文番号繰下げ
第3条（使用料） （1）貸金庫の<u>消費税込</u>使用料は、当組合が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ<u>消費税込</u>使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が<u>消費税込</u>使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。 この場合、当組合は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としとすることができますものとし、なお、当初契約期間の<u>消費税込</u>使用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算により支払ってください。 （2）<u>消費税込</u>使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の<u>消費税込</u>使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの前払<u>消費税込</u>使用料を月割計算により返戻します。	第<u>4</u>条（使用料） （1）貸金庫の使用料は、当組合<u>所定</u>の料金により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。 この場合、当組合は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としとすることができますものとし、なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算により支払ってください。 （2）使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの前払使用料を月割計算により返戻します。
第4条（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当組合所定の袋に入れ、当組合職員が立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。	第5条（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当組合所定の袋に入れ、当組合職員が立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。 <u>なお、正鍵の複製はできません。</u>
第5条（貸金庫の開閉）	第<u>6</u>条（貸金庫の開閉） 第2条新設により、条文番号繰下げ
第6条（届出事項の変更等） （1）～（2）略	第<u>7</u>条（届出事項の変更等） （1）～（2）略 <u>（3）貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。</u>

貸金庫規定新旧対照表

旧	新
第7条～第10条 第11条（解約等） （1）この契約は、借主または代理人の申出によりいつでも解約 することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができますものとしします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様のの手續をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が消費税込使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき （3）この貸金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込 をお断りするものとしします。また、前項のほか、次の各号の一つでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとしします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手續をしたうえ貸金庫を明渡してください。 ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、次に掲げるAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記AからEに準ずる者 ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次に掲げるAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	第8条～第11条 第12条（解約等） （1）この契約は、借主または代理人の申出によりいつでも解約 することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとしします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様のの手續をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u> （3）①～② （略） ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次に掲げるAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. <u>その他前記AからDに準ずる者</u>

貸金庫規定新旧対照表

旧	新
(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの<u>消費税込</u>使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開扉に際して<u>弁護士</u>等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) <u>消費税込</u>使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求があり次第支払ってください。 第12条（略） 第13条（緊急措置） <u>格納品の引渡請求権に対する差押え(租税債権に基づくものを含む)があった場合、その他法令の定めるところにより、</u>当組合は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。 第14条～第17条	(4) <u>第2項または第3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日</u>に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開扉に際して<u>公証人</u>等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求があり次第支払ってください。 第<u>13</u>条 第2条新設により、条文番号繰下げ 第<u>14</u>条（緊急措置） <u>法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、</u>当組合は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。 第<u>15</u>条～第<u>18</u>条 第2条新設により、条文番号繰下げ